

川崎市健康福祉局社会福祉法人指導監査実施要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、川崎市健康福祉局所管の社会福祉法人（以下「法人」という。）を対象に実施する指導監査について、必要な事項を定める。

(指導監査の方針等)

第2条 指導監査は、社会福祉法、関係法令、法人に関して国から発出される指導監査実施要綱及び指導監査ガイドライン等の通知（以下「関係法令等」という。）に基づき、法人の運営状況について調査又は検査するとともに、必要な助言、指導を行うことにより、適正な法人運営と社会福祉事業の健全な経営の確保を図るとともに、利用者保護に寄与し、川崎市における福祉サービスの向上を図ることを目的に行う。

2 指導監査は、関係法令等と併せてこれまでの指導監査結果等を勘案して、重点的かつ効率的に実施する。

3 指導監査を適切に実施するため、健康福祉局長は次に掲げる事項を定める。

(1) 指導監査における重点事項

(2) 年間指導監査実施計画

(指導監査の体制)

第3条 指導監査は、複数の指導監査担当職員により監査班を編成し、必要に応じて社会福祉施設及び社会福祉事業等の所管課等の職員の協力を得て実施する。

2 監査班に班長を置き、班長には係長級以上の職員をもって充てる。

(指導監査の種類)

第4条 指導監査は、一般指導監査と特別指導監査とする。

(一般指導監査)

第5条 一般指導監査については、第2条第3項第2号に規定する年間指導監査実施計画に基づき、原則として次のとおり実施する。

(1) 法人本部の運営について関係法令等に照らし、特に大きな問題が認められない場合で、かつ、当該法人が運営する施設など社会福祉事業等について、施設基準・運営費や報酬の請求等に特に大きな問題が認められない場合は、法人の一般指導監査を別表1の周期により、実地において行うことができる。

(2) 一般指導監査を行わない年にあつては、自主点検票による自主点検を促すことができる。

- (3) 一般指導監査は、前回の指導監査の状況を勘案し、概ね別表2に掲げる項目について実施する。
- (4) 一般指導監査の実施にあたっては、事前に日時、場所、指導監査担当者等を法人の代表者に文書で通知する。
- なお、一般指導監査を効率的に実施するため、法人に対し事前に資料の提出を求めることができる。
- (5) 一般指導監査を実地において行った場合は、実施場所等において、その結果について法人の代表者に対し講評を行う。
- (6) 問題の原因やこれまでの指摘事項の改善状況等の調査・確認について、時間を要する場合には、一般指導監査を継続的に行うことができる。
- (7) 一般指導監査において指摘した事項に対して、改善報告があった場合においても、その後の経過について継続的に報告を求める等により確認を行うことができる。
- (8) 現況報告書の確認、一般指導監査の結果等で問題発生のおそれがあると認められる場合、又は法人運営に問題が発生した場合については、年間指導監査実施計画にかかわらず、必要に応じて一般指導監査を随時で行うことができる。
- (9) 苦情や通報があった場合については、内容の把握や確認を行った上で、必要に応じて一般指導監査を随時で行うことができる。

(一般指導監査の基準)

第6条 一般指導監査における公平性を担保するため、着眼点、関係法令、指導内容及び指摘区分等を内容とする指導監査基準（主眼事項及び着眼点）を別に定める。

(特別指導監査)

第7条 特別指導監査は、以下のいずれかに該当する場合に実施する。

- (1) 度重なる一般指導監査によっても、改善の措置が認められないとき。
 - (2) 運営等に重大な問題や不祥事の発生が確認されたとき。
 - (3) 正当な理由がなく一般指導監査を拒否したとき。
- 2 特別指導監査は、問題の重要性や緊急性等の状況に応じ、改善の措置が認められるまで継続的に行うことができる。
- 3 実施の通知は、一般指導監査に準じて行う。ただし、あらかじめ通知すると法人または施設等の日常における運営状況を確認することができないと認められる場合は、事前通告（実施通知）を

行わず、特別指導監査を実施する。

(指導監査結果の通知等)

第8条 指導監査の結果は、次の各号に掲げる区分にしたがって、法人等の代表者に文書で通知する。

- (1) 関係法令等に違反する場合（軽微なものを除く。）は、当該事項を文書指示事項とし、期限を定めて改善報告書の提出を求める。
- (2) 基準等に関する法令等に違反する場合で軽微なもの及び関係法令等以外の法令等に違反する場合は、当該事項を口頭指示事項として文書により通知し、法人等の自主的な是正又は改善を指導する。なお、改善報告書の提出は不要とする。

2 指導監査の結果については、法人が運営する社会福祉施設、社会福祉事業等を利用しようとする者等への情報提供に努めるため、指導監査実施結果報告書の概要を健康福祉局のホームページに掲載する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、指導監査の実施に関し必要な事項は、健康福祉局長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の制定に伴い、川崎市健康福祉局所管社会福祉法人等指導監査実施要綱は廃止する。

(施行期日)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和7年6月1日から施行する。

別表 1（第 5 条第 1 号） 一般指導監査の周期

適用要件	監査周期
法人の運営について、法令及び通知等（法人に係るものに限る。）に照らし、特に大きな問題が認められないこと。 法人が経営する施設及び法人の行う事業について、施設基準、運営費並びに報酬の請求等に関する大きな問題が特に認められないこと。	3 箇年に 1 回を原則とする。
会計監査人の監査や専門家の活用を図った場合において、その結果等に基づき法人の財務状況の透明性・適正性が確保されていると判断されるとき。	活用状況に応じて以下の取扱いを適用とする。
会計監査人を設置している法人において、会計監査報告に「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」が記載された場合	5 箇年に 1 回まで延長可能とする。
会計監査人を設置していない法人において、会計監査人による監査に準ずる監査（会計監査人を設置せずに、法人と公認会計士又は監査法人との間で締結する契約に基づき行われる監査であって、会計監査人による監査と同じ計算関係書類及び財産目録を監査対象とする監査をいう。）が実施され、当該監査の際に作成された会計監査報告に、「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」が記載された場合	5 箇年に 1 回まで延長可能とする。
公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人による財務会計に関する内部統制の向上に対する支援又は財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援を受けた法人において、専門家が当該支援を踏まえて作成する書類として「会計監査及び専門家による支援等について」（平成 29 年 4 月 27 日付け社援基発 0427 第 1 号）に定	4 箇年に 1 回まで延長可能とする。

	められた資料が提出された場合	
	苦情解決への取組が適切に行われ、次のいずれかの場合に該当する場合にあり、良質かつ適切な福祉サービスの提供に努めていると本市が判断するとき。 ・福祉サービス第三者評価事業を受審し、その結果について公表を行い、サービスの質の向上に努めていること ・ISO9001の認証取得施設を有していること ・地域社会に開かれた事業運営が行われていること ・地域の様々な福祉需要に対応した先駆的な社会貢献活動に取り組んでいること	4箇年に1回まで延長可能とする。
	新たに設立・合併した法人	法人設立等の次年度に実施
	上記以外の法人	継続的な実施

別表2（第5条第3号） 一般指導監査項目

対 象	項 目
社会福祉法人	1 法人運営 (1) 定款 (2) 内部管理体制 (3) 評議員・評議員会 (4) 理事 (5) 監事 (6) 理事会 (7) 会計監査人 (8) 評議員、理事、監事及び会計監査人の報酬 2 事業 (1) 事業一般 (2) 社会福祉事業 (3) 公益事業 (4) 収益事業 3 管理 (1) 人事管理 (2) 資産管理 (3) 会計管理 (4) その他